

非核三原則の堅持に関する意見書（案）

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して、世界中から批判の声が強まる中、プーチン大統領は、核兵器の使用につながる意思を示している。このことは、断じて許されるものではない。

東京都議会は、本年3月、「ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議」を全会一致で可決し、軍事的侵略や核兵器使用への意思を厳しく糾弾した。

こうした状況の中、国内では、我が国の領土にアメリカの核兵器を配備し、共同で運用する、いわゆる核シェアリングを行うべきとの議論が出始めている。核シェアリングは、核抑止という考えが根本にあり、最終的には核兵器の使用も視野に入っているため、決議を可決した立場からも容認できるものではない。

我が国は、日本国憲法において基本原則の一つに平和主義を掲げており、唯一の戦争被爆国として、非人道的な兵器である核兵器を廃絶するために、たゆまぬ努力を続けるべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

宛て